

委 託 契 約 書 (案)

茨城県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、ヤングケアラー支援に係る啓発動画作成の委託について、次の条項により委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、ヤングケアラー支援に係る啓発動画作成業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託業務の実施）

第2条 乙は、委託業務を実施するに当たっては、「ヤングケアラー支援に係る啓発動画作成業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に従って行わなければならない。

2 前項のほか、乙は、委託業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

（委託期間）

第3条 委託期間は、令和 年 月 日から令和8年3月23日までとする。

（委託料）

第4条 委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）は、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（業務完了報告）

第5条 乙は、委託業務が終了したとき（業務を中止又は廃止したときを含む。）は、成果品に、別紙「実績報告書」を添えて、委託業務終了後、直ちに甲に提出しなければならない。

（成果品の検収）

第6条 甲は、前条の規定により、乙から成果品及び実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく当該成果品及び事務がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、その旨を乙に通知するものとする。

（委託料の支払）

第7条 甲は、委託業務が終了し、第6条の規定による通知をした後に乙の請求により、請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

（再委託の制限）

第8条 乙は、この委託業務の達成のため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承諾を受けなければならない。

（委託業務の中止・変更）

第9条 甲は、業務の内容につき、変更する必要があるときは、直ちに乙に協議しなければならない。ただし、この規定にかかわらず、甲が業務の実施について改善する必要があるときは、その改善事項を乙に指示することができるものとする。

2 乙は、災害その他やむを得ない事由により委託業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

3 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議のうえ、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

（契約の解除）

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により、契約の履行期限内に契約を履行しないとき又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。

(3) 乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。

(4) 乙又はその代理人が、この契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができないとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、乙から契約金額又は未履行部分に相当する金額の100分の10に相当する金額の違約金を徴収することができる。

3 甲は、第1項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じたときは、甲は、これを賠償するものとする。

4 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、乙の請求により既納部分の代金を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。

5 甲は、第1項又は第3項の規定により契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

(履行遅延の場合の違約金)

第11条 乙は、履行期限内に業務を完了しないときは、契約金額又は未履行部分に相当する金額につき遅延日数に応じて、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する利率を乗じて計算した額を遅延賠償として甲に納めなければならない。この場合において、遅延賠償額が100円未満であるときはその全額を切り捨てるものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

2 乙は、成果品の手直し、補強又は取替えが納入期限後にわたるときは、第1項の規定に基づき遅延賠償を納めなければならない。

3 第1項の遅延賠償徴収日数の計算については、検査に要した日数は、遅延日数に算入しないものとする。

(帳簿の保存)

第12条 乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、金額の出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、会計に関する帳簿、書類等をその完結の日から5年間保存するものとする。

(瑕疵担保)

第13条 乙は、前条の通知日から1年間において、成果品に隠れた瑕疵があったときは、無償で手直しするものとする。

(著作権)

第14条 乙がこの委託業務により納入した成果品の著作権は甲に帰属するものとする。

(権利義務の譲渡)

第15条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合はこの限りではない。

(秘密の保持)

第16条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務の成果（委託業務の遂行の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は渡してはならない。

3 前2項の規定については、甲の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、別記事項を遵守しなければならない。

(第三者の権利侵害)

第18条 納入した成果品に関し、著作権等の第三者の権利を侵害するものとして、当該第三者との間で紛争が生じた場合には、乙はその責任においてこれを処理解決するものとする。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第19条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(疑義の処理)

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 水戸市笠原町978番6
茨城県知事 大井川 和彦

乙

(別記)

1 受託者の責務

委託事務を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

委託事務を処理するため個人情報を収集するときは、委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 個人情報が記録された媒体の保管

個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

4 不要情報の廃棄

利用者に関する個人情報は、その者に係る事務が完結した年度から1年を経過したときは、速やかに破棄すること。

5 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

委託事務を処理するため収集・作成した個人情報は、委託事務を処理するために利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

6 個人情報の複製等の制限

委託事務を処理するために個人情報の複製若しくは送信又は個人情報が記録された媒体の外部への送付若しくは持出しを行うときは、甲の承認を受けなければならない。

7 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

(別紙)

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

住所
氏名

印

ヤングケアラー支援に係る啓発動画作成業務の実績について（報告）

令和 年 月 日付けで契約した標記業務が下記のとおり完了したので報告します。

記

1 委託契約金額 円

2 完了年月日 令和 年 月 日

3 実績報告額 円

(内訳)

品 名	規 格	数 量	金 額
			円